

# 警察活動の支え

## 第6章

CHAPTER 6



## 1 警察の体制

### (1) 定員

平成25年度の警察職員の定員は総数29万3,588人であり、このうち7,721人が警察庁の定員、28万5,867人が都道府県警察の定員<sup>(注1)</sup>である。

表6-1 警察職員の定員 (平成25年度)

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員 (人)	2,088	886	4,747	7,721	628	256,924	257,552	28,315	285,867	293,588

注：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については、平成25年5月16日現在の条例で定める定員である。

### (2) 警察力強化のための取組

地方警察官<sup>(注2)</sup>については、平成13年度から24年度までの間に合計2万8,266人の増員を行ってきた<sup>(注3)</sup>ところ、刑法犯認知件数が15年以降10年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかしながら、特に九州北部において、事業者襲撃等事件や対立抗争事件が相次いで発生するなど、暴力団情勢は極めて厳しい状況にあるほか、サイバー犯罪の脅威の深刻化等新たな治安の脅威に直面するなど、犯罪情勢は依然として厳しく、引き続き、あらゆる角度から警察力の強化に努める必要がある。そのため、警察としては大量退職期が到来していることを踏まえつつ、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、厳しい治安情勢に的確に対応することとしている。

#### ① 地方警察官の増員

25年度には、サイバー空間の安全確保のための体制強化、検視体制の強化及び暴力団対策を強化するための体制強化を図るため、地方警察官545人の増員を行った<sup>(注4)</sup>。

#### ② 退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

図6-1 地方警察官の退職者数の推移

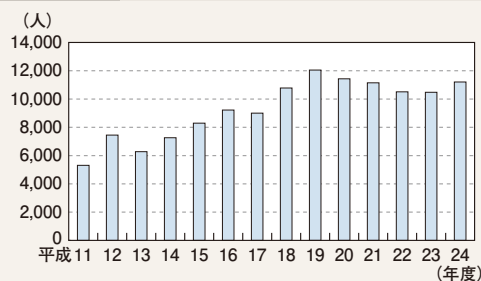
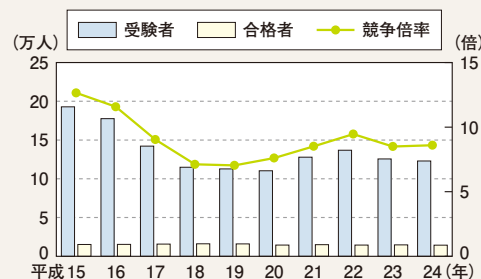


図6-2 警察官採用試験実施状況



注1：平成25年度地方警察官増員に伴う警察法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第147号）が施行された平成25年5月16日の段階では、14都道府県において、平成25年度地方警察官増員に伴う都道府県警察職員の定員を定める条例（以下「定員条例」という。）が改正されていなかった。25年6月28日現在で、当該14都道府県において、改正された定員条例の内容及び議会に提出されている定員条例の改正案の内容を反映すると、警察職員の定員は総数29万3,762人となり、このうち都道府県警察の定員は28万6,041人（うち地方警察官は25万7,098人）となる。

2：地方警務官を除く都道府県警察の警察官

3：東日本大震災に伴う岩手県、宮城県及び福島県警察に対する750人の増員（平成23年度）を含む。

4：警察官一人当たりの負担人口は、12年度（増員前）の557人から、25年度（増員後）は500人（人口は24年3月31日現在の住民基本台帳による。）となった。

### ③ 優秀な人材確保のための採用募集活動への支援

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、警察庁ウェブサイトや民間の就職サイトを通じた情報提供等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

### (3) 女性警察官の採用・登用の拡大

意欲と能力のある女性を採用するため、各都道府県警察では、女性警察官を就職説明会に派遣するなど、女性を対象とした採用募集活動を積極的に行っている。

警察庁では、女性警察官採用募集パンフレットを作成するなど、各都道府県警察の活動を支援している。

女性警察官の幹部への登用も進んでおり、都道府県警察で採用され、警部以上の階級にある女性警察官は、平成25年4月1日現在、254人で<sup>(注)</sup>、警察署長を始め、警察署の刑事課長等にも登用されている。

こうした女性警察官の採用・登用の拡大に伴い、警察では、交番に女性用仮眠施設を整備したり、ベビーシッターを利用する際の補助を導入したりするなど、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

さらに、警察庁では、23年2月、警察官の質の確保と男女共同参画社会の実現等のため、都道府県警察に対して、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画を策定するよう指示したところ、全ての都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とする目標等を盛り込んだ計画が策定された。今後、こうした目標を前倒しで達成するとともに、女性警察官の配置可能ポストの見直しや育児休業取得者に対する支援強化等を通じて、能力・実績に応じた積極的な人材登用や女性職員が更に働きやすい職場づくりを推進することとしている。

### (4) 教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

#### ① 警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、対象者の階級及び職に応じて、次のような体系的な教育訓練を実施している。



警察庁ウェブサイト（都道府県警察採用コンテンツ）

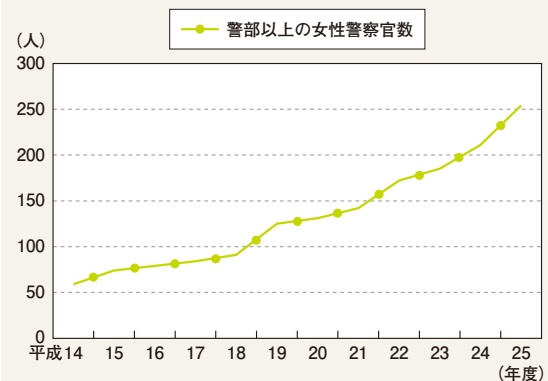


**HONESTY**  
—女性警察官たちが真っ直ぐ向き合う想い—



女性警察官採用募集パンフレット

図6-3 都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移



注：数値は各年度4月1日現在である。

注：うち44名は警視。

図6-4 警察学校における教育訓練体系

採用時教育

新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得させるもの

昇任時教育

上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得させるもの

専門教育

特定の業務の分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得させるもの

### ②職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、適切な職務執行を行うとともに、高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。



映像射撃シミュレーター

### ③ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター<sup>(注)</sup>等による拳銃訓練を始め、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



実践的な総合訓練

## (5) 警察官の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。平成24年中には、交通違反車両を白バイで追跡中の交通機動隊の警察官が、対向車線から横断右折して来た車両と衝突し、殉職する事案等が発生した。

警察では、殉職・受傷した警察官又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、果敢な職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注：スクリーン投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

## 2 警察の予算と装備

### (1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

平成24年度警察庁予算では、緊急経済対策として、補正予算において復興・防災対策に要する経費等を措置した。

24年度の国民一人当たりの警察予算は約2万8,000円であった。

#### ① 警察庁予算

24年度当初予算（一般会計）

- ・総額2,399億5,900万円
- ・前年度比51億4,400万円（2.1%）減少
- ・国の基礎的財政収支対象経費（※）総額の0.4%

治安水準の更なる向上のための総合対策の推進、組織犯罪対策の推進に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの

24年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額168億4,400万円

24年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額651億7,500万円

緊急経済対策として、復興・防災対策に要する経費等を措置

#### ② 都道府県警察予算（※）

- ・総額3兆2,590億5,800万円
- ・前年度比217億6,100万円（0.7%）減
- ・全都道府県の一般会計予算総額の6.2%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

### (2) 警察の装備

#### ① 車両の整備

警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万2,500台整備されている。

平成24年度は、高速道路における交通安全対策の強化のための車両を増強した。

#### ② 装備品の整備と開発改善

24年度は、テロへの対処に必要な装備品のほか、銃器使用犯罪対策、暴力団犯罪対策等のための装備品を整備した。

また、最先端の科学技術を導入するなどして装備品の開発と改善を進め、業務の効率化と高度化を図っている。

図6-5 警察庁予算（平成24年度最終補正後）

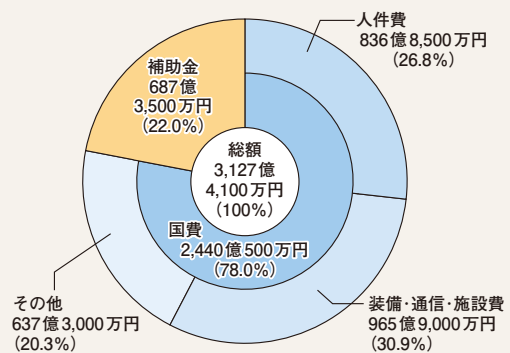
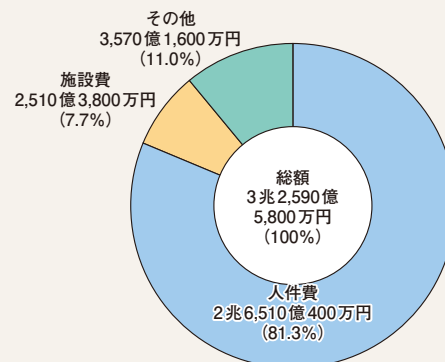


図6-6 都道府県警察予算（平成24年度最終補正後）



パトカー

### 3 警察の情報通信

警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

#### (1) 警察活動を支える警察情報通信

##### ① 危機管理を支える警察情報通信

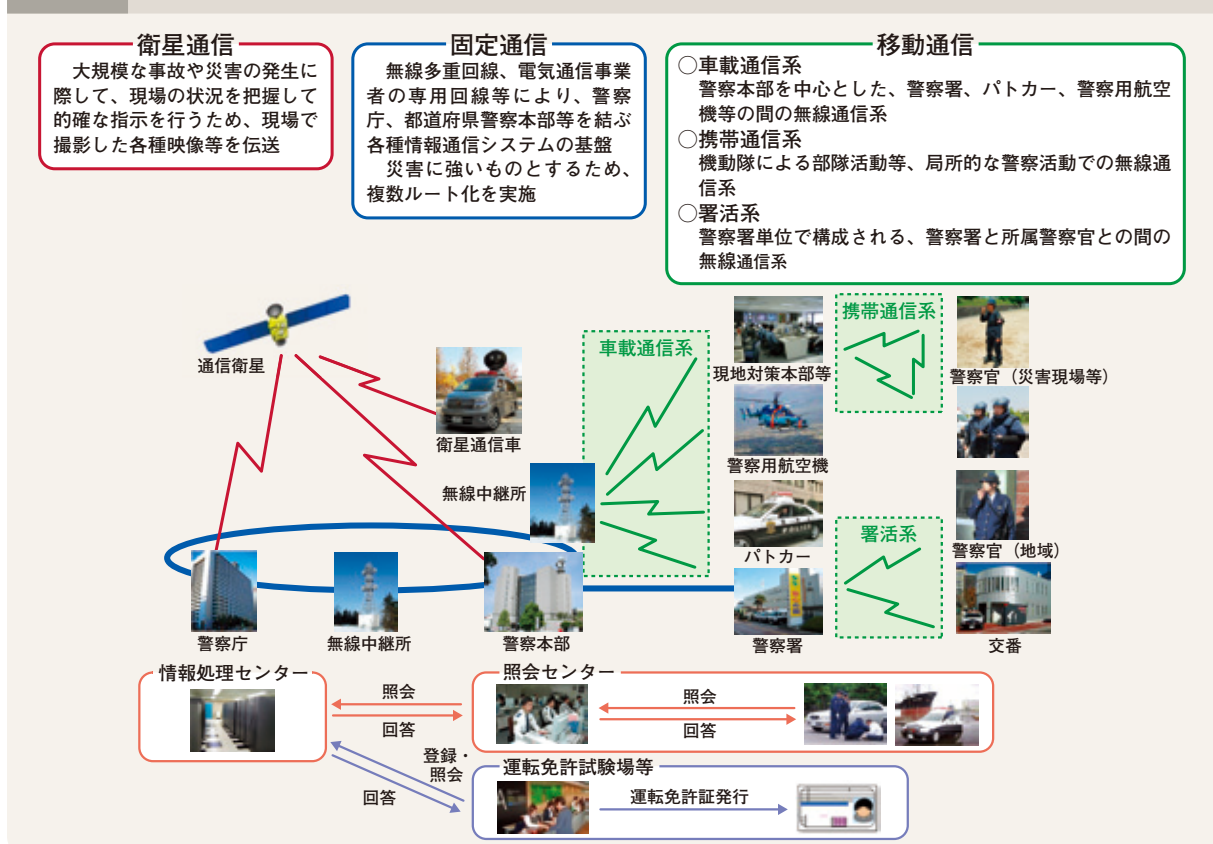
警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。

システムの管理、運営等のため、各都道府県に国の機関である情報通信部が設置され、都道府県警察の業務を支えている。また、広域・重大事案発生時の通信施設の運用に関する指導・調整等のため、各管区警察局に情報通信部が設置されている。

##### ② 警察情報管理システム

警察では、盗難車両、行方不明者等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許証に関する情報を全国一元管理することにより、運転免許証の不正取得を防止したりするための警察情報管理システムを構築している。

図6-7 警察活動を支える警察情報通信



## (2) 機動警察通信隊の活動

機動警察通信隊は、各都道府県情報通信部等<sup>(注)</sup>に設置されており、事件、事故又は災害の発生時や警衛・警護警備の実施時に、警察本部と現場警察官との間の指揮命令や連絡が円滑に行われるよう、

- ・衛星通信車、ヘリコプターテレビシステム等を活用して警察本部等に現場の映像を伝送する
- ・現場の状況に応じて、臨時の無線中継所を設置・運用して、無線の不感地帯対策を実施する

などの措置を講じ、現場の警察活動の基盤となる通信を確保している。

平成24年中には、「平成24年7月九州北部豪雨」の発生時や第67回国際通貨基金・世界銀行年次総会開催に伴う警備を始めとして数多くの事案に出動した。また、ストーカー事案や窃盗事案等にも出動し、被害者宅にテレビカメラを設置するなど、犯罪者の検挙及び国民の安全・安心の確保に向けた警察活動を行っている。



衛星通信車



ヘリコプターテレビシステム

### コラム ①災害現場で活躍する機動警察通信隊

「平成24年7月九州北部豪雨」においては、福岡、熊本、大分を始めとする各県情報通信部及び九州管区警察局情報通信部の機動警察通信隊が災害発生直後から災害現場へ出動した。

機動警察通信隊はモバイル型映像伝送装置やヘリコプターテレビシステム等を運用して、河川の堤防が決壊し広範囲に冠水した被災現場の状況や行方不明者の捜索活動の状況等の現場映像を、警察本部や警察庁等に伝送することにより、現場の状況把握や機動隊等の部隊活動のための指揮に貢献した。



熊本県阿蘇市



福岡県柳川市



大分県竹田市

現場映像を伝送する機動警察通信隊員

注：12頁参照

## 4 留置施設の管理運営

### (1) 留置施設の管理運営

平成25年4月1日現在、留置施設は全国で1,180施設設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進して、適正な留置管理業務の運営を徹底している。

図6-8 適正な留置管理業務の運営

#### 人権に配慮した適正な処遇

- ・健康診断の実施（月2回）
- ・ラジオ、日刊新聞紙の備付け
- ・健康に配慮した適切な食事

#### 女性被留置者の適正な処遇

- ・女性の特性に十分配慮した処遇
- ・女性専用留置施設の設置  
(処遇全般を女性警察官が担当)

#### 外国人被留置者の適正な処遇

- ・母国語によって留置施設内の処遇等を案内する冊子を整備
- ・外国文化に配慮した食事

#### 留置施設内設備の改善・整備

- ・被留置者のプライバシーを保護するため、居室を横一列の「くし型」に配置し、前面に遮蔽板を設置
- ・留置施設内に冷暖房装置を設置



健康診断の状況（被留置者は模擬）



留置施設における食事の例（昼食）



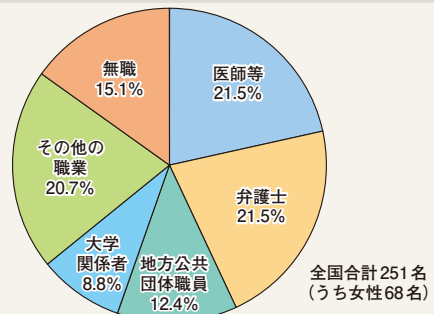
女性警察官による処遇（被留置者は模擬）

また、警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。さらに、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の10人以内の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。



留置施設視察委員会による視察の状況

図6-9 留置施設視察委員会委員の職業別割合  
(平成25年1月1日現在)

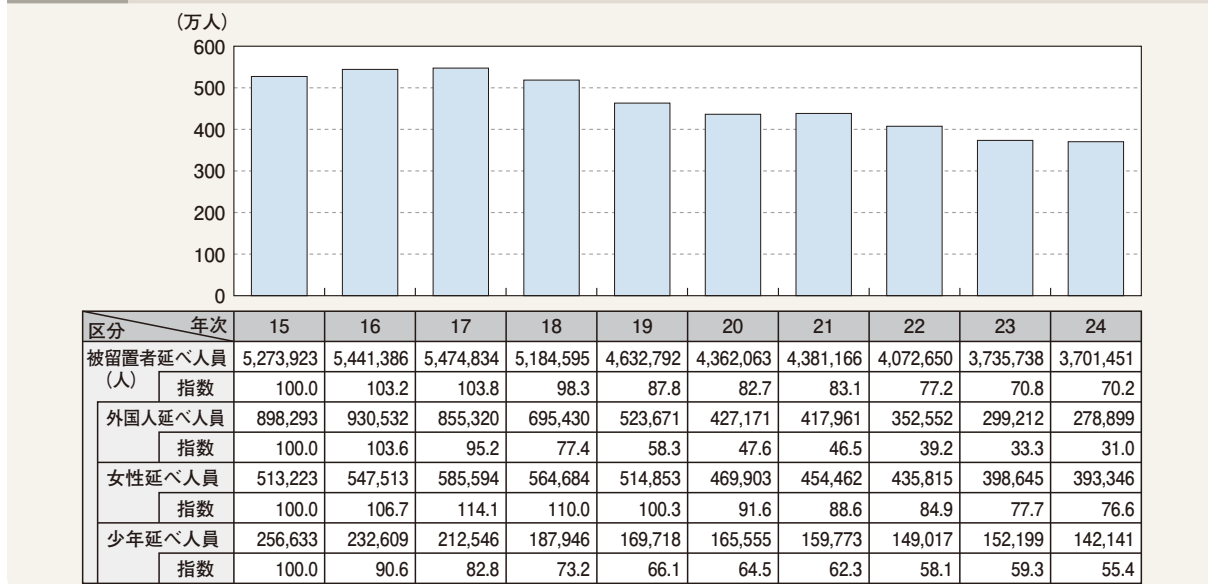




## (2) 被留置者の収容状況

平成24年中の被留置者の年間延べ人員は約370万人（1日平均約1万人）と、前年より約3万人（1%）減少した。

図6-10 被留置者延べ人員の推移（平成15～24年）



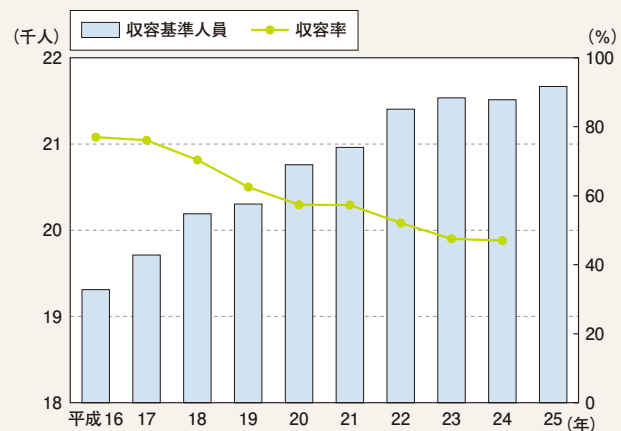
警察では、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設を整備し、収容力の確保を図っている。また、拘置所等刑事施設に対し、早期の移送を要請している。

この結果、留置施設の収容率<sup>(注1)</sup>も低下しつつあるが、一部地域では、依然として過剰収容状況<sup>(注2)</sup>にあることから、引き続き、これらの取組を推進していくこととしている。



留置施設内の状況

図6-11 収容基準人員<sup>(注3)</sup>（全国）と収容率の推移（平成16～25年）



注：収容基準人員については各年4月1日現在の数値であり、収容率については年間平均値である。

注1：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

注2：留置施設では、少年と成人、女性と男性を一緒に留置できないなどの制約がある。このため、収容率が7割から8割に達すると実質的に収容力は限界に達する。

注3：留置施設の定員数

## 5 管区警察局・皇宮警察本部の活動

### (1) 管区警察局の活動

#### ① 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として7つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

#### ② 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

##### ア 府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として強化され、各管区警察局に総務監察部<sup>(注)</sup>を設置し、管内の府県警察に対する監察を実施している。

##### イ 広域調整

広域的な対処を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

##### ウ 大規模災害への対応

大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行っている。

##### エ 警察の情報通信

各都道府県情報通信部等では、警察庁や都道府県警察等を結ぶ情報通信網の整備、管理等を行っている。また、各都道府県情報通信部等にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設け、サイバー攻撃の実態解明、被害の未然防止・拡大防止等に向けた技術的支援を行っている。

##### オ サイバー犯罪の捜査の支援

サイバー犯罪に対処するため、府県警察の行う搜索差押え、検証等の現場に臨場して、記録媒体内部の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

### 事例

Case

ファイル共有ソフト「イーミュール (eMule)」を利用した児童売春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノの公然陳列)等事件において、東北管区警察局及び岩手県情報通信部は、岩手県警察への支援を行い、押収品のコンピュータ等を解析し、重要な証拠資料となる児童ポルノのログを明らかにした。

##### カ 教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門教育等を実施している。

図6-12 管区警察局の管轄区域

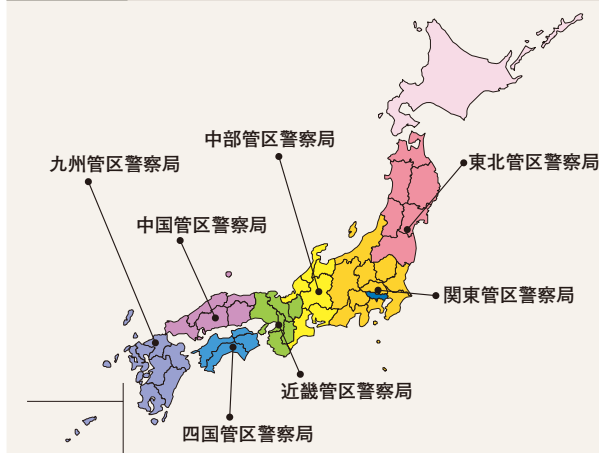


図6-13 管区警察局の主な業務と果たしている役割

府県警察に対する監察	警察事務の能率的運営と規律の保持
広域調整	広域的な重要事件の検挙 広域的な道路交通の斉一性の確保
大規模災害への対応	国の危機管理機能の発揮
警察の情報通信	緊急事態対処体制の確保 全国警察の有機的連携の確保
サイバー犯罪の捜査の支援	サイバー犯罪捜査に係る全国的な 技術水準の確保
教育訓練	警部補・巡査部長の能力向上

注：関東管区警察局は監察部を、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

## (2) 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置される皇宮警察本部は、天皇及び皇族の護衛、皇居、御所等の警備等をつかさどっている。

### ① 天皇及び皇族の護衛

天皇陛下及び皇族方の御身邊の安全を確保するため、護衛を担当する側衛官<sup>(注1)</sup>が、皇居、御所等のもとより、国内外において常に直近で護衛に当たっている。

平成24年中は、5月に英国女王陛下御即位60周年関連行事御出席のため、天皇皇后両陛下が英国を御訪問された際などに、海外に側衛官を派遣し、御身邊の安全を確保した。

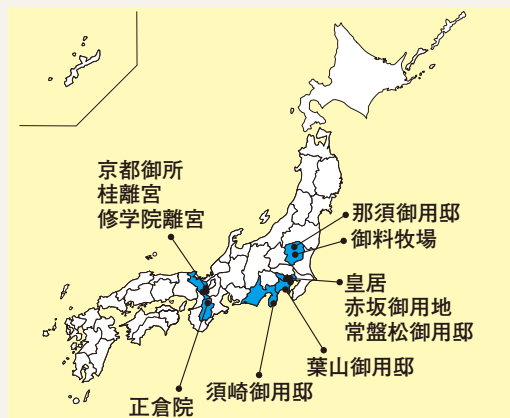
### ② 皇居、御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等における安全を確保するため、1都1府4県<sup>(注2)</sup>において警戒警備活動を行っている。



新年一般参賀に伴う護衛警備実施

図6-14 皇宮警察本部の勤務地



### ③ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使・公使の皇居参内に際して、騎馬又はサイドカーで護衛に当たっている。

表6-2 平成24年に護衛警備を実施した主な行事

1月2日	新年一般参賀
3月21日	クウェート国首長の皇居参内
4月19日	春の園遊会
6月6日～18日	故寛仁親王喪儀
10月3日	マレーシア国王の皇居参内
10月25日	秋の園遊会
12月23日	天皇誕生日一般参賀



国賓の皇居参内に伴う外国要人の護衛

## コラム ② 皇宮警察音楽隊創設60周年記念演奏会

皇宮警察音楽隊は、昭和27年12月に発足以降、永年勤続職員表彰式を始めとした各種行事のほか、春・秋の園遊会、国賓の皇居参内、東日本大震災の被災地慰問等、様々な場面での演奏活動に従事している。

平成24年12月には、皇居内の桃華楽堂において天皇皇后両陛下を始め秋篠宮同妃両殿下、常陸宮同妃両殿下、高円宮妃殿下の御臨席を仰ぎ、創設60周年記念演奏会を開催した。



創設60周年記念演奏会の状況

注1：皇宮護衛官のうち護衛を担当する者

注2：栃木県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府及び奈良県

## 6 シンクタンクの活動

### (1) 警察政策研究センター

警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に関する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

#### ① フォーラム等の開催

関係機関・団体等と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラム等を開催している。

表6-3 フォーラム等の開催状況（平成24年度）

開催月	フォーラム等のテーマ	基調講演者
24年11月	不正受給事犯・「貧困ビジネス」の実態と対策	大学教授等
25年3月	ファミリー・バイオレンスへの対応	米国検事等
3月	ICT社会の自由と安全	独大学教授等

#### 事例 1

Case

平成25年3月、財団法人社会安全研究財団との共催により、都内において「ファミリー・バイオレンスへの対応」をテーマとするシンポジウムを開催した。米国検事、特定非営利活動法人（NPO）代表等がパネリストとして参加し、活発に意見交換した。



フォーラムの開催

#### ② 大学関係者との共同研究活動の実施

大学関係者と共同して研究活動を行っている。最近の研究活動として、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、近年の情報通信技術の発達に伴い国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っている。

#### ③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、中央大学法科大学院、首都大学東京都市教養学部、法政大学法学部、日本大学法学部等の大学・大学院に職員を講師として派遣している。

#### ④ 警察に関する国際的な学術交流

海外で開催される国際的な学術会議に参加し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察大学治安政策研究所及びフランス高等治安・司法研究所との間で協定を締結し、警察に関する国際的な学術交流を実施している。



大学・大学院における講義（一橋大）



警察に関する国際的な学術交流

#### 事例 2

Case

24年7月、英国・ポーツマスで開催された英国犯罪学会2012年年次大会に参加して、東日本大震災における警察の活動について発表を行った。

#### 事例 3

Case

24年7月、中国・瀋陽で開催された第13回アジア警察学会年次総会に参加して、我が国におけるファミリー・バイオレンスの現状と対策について発表を行った。

## コラム ③大学・大学院における警察職員による講義の実施状況

### 1 警察職員派遣の背景と意義

「安全・安心」に対する市民の関心の高まりにより、警察政策研究センターのほか、都道府県警察本部等に対する大学・大学院からの講義依頼も増加している。こうした講義は、治安情勢や警察活動の重要性について学生や研究者の理解を深め、市民による地域における安全への取組の裾野を広げるなどの意義があると考えられる。

### 2 講義内容等の広がり

近年、従来の法学部等における警察活動に関する講義に加え、保健医療関係学部における性犯罪対策と被害者支援に関する講義、教育学部における少年問題・少年犯罪の現状や学校における不審者対策に関する講義、工学部建築学科における建物の防犯とまちの安全に関する講義等、講義を行う学部や講義内容等が広汎なものとなっている。

図6-15 警察職員による講義の例

- 1 警察政策研究センター職員  
【内容】 社会安全政策論等  
【実施先】 東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院 等
- 2 科学警察研究所職員  
【内容】 DNA鑑定、法医学、犯罪心理学等  
【実施先】 東京医科歯科大学医学部・歯学部、九州大学医学部 等
- 3 都道府県警察職員  
(1) 幹部警察官等  
【内容】 警察活動の理論と実務、警察通訳等  
【実施先】 大阪大学大学院法学研究科、広島大学法学部 等  
(2) 科学捜査研究所職員  
【内容】 DNA鑑定、薬物鑑定等  
【実施先】 新潟大学医学部・看護学部 等

## (2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、情報システムに関する技術、暗号技術等、警察活動に関わる情報通信技術について研究しており、その成果は情報通信システムの整備や情報通信技術を悪用した犯罪の対策に活用されている。

### 研究例 1

Case

#### 次世代移動通信技術に関する研究

パトカー等で使用する無線通信機器の高度化に向けて、不感地帯の解消、システムとしての強じん性の確保、次期システムで具備すべきデータ通信機能等に関する研究を行っている。

### 研究例 2

Case

#### 画像の鮮明化に関する研究

防犯カメラや監視カメラの最新技術動向を調査し、防犯カメラ等に残された画像の鮮明化手法の高度化について研究を行っている。

## (3) 科学警察研究所

生物学、医学、工学、心理学等の専門的知識・技術を有する研究員が、科学捜査、犯罪防止、交通事故防止等についての研究及び開発を行っている。また、各都道府県警察からの依頼により、事件、事故等に係る鑑定や検査を実施している。

### 研究例

Case

#### 火災鑑定におけるシミュレーション技術の実用化に向けた研究

大規模火災事件等の火災鑑定では、事件と同規模の再現実験を実施し、煙及び火炎の動きを解析している。しかし、再現実験の実施には多大な経費及び時間等が必要となることから、こうした再現実験の代わりに、コンピュータ上で火災現象を予測するシミュレーション技術を導入するため、燃焼実験で実測データを収集し、シミュレーション計算結果と照合することで、シミュレーション技術の有効性を検証している。



実測データ収集のための燃焼実験

# 第2節

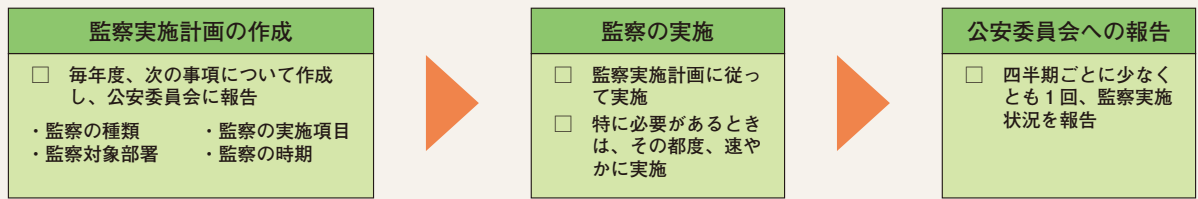
# 国民の信頼に 応える警察

## 1 適正な警察活動のための取組

### (1) 監察

警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。また、警察内部の自浄能力を高めるため、都道府県警察で監察を掌理する首席監察官を全て国家公安委員会が任命する地方警務官としている。

図6-16 監察に関する規制（平成12年国家公安委員会規則第2号）



平成24年度は、図6-17のとおり、監察実施項目を定め、業務及びサービスの両面において監察を行った。同年度中、警察庁及び管区警察局においては、都道府県警察等に対し、2,540回の監察を実施し、交通事故処理で使用する受傷事故防止資機材の点検が形骸化しているなど不備のある点について業務改善を図った。

図6-17 平成24年度の監察実施計画

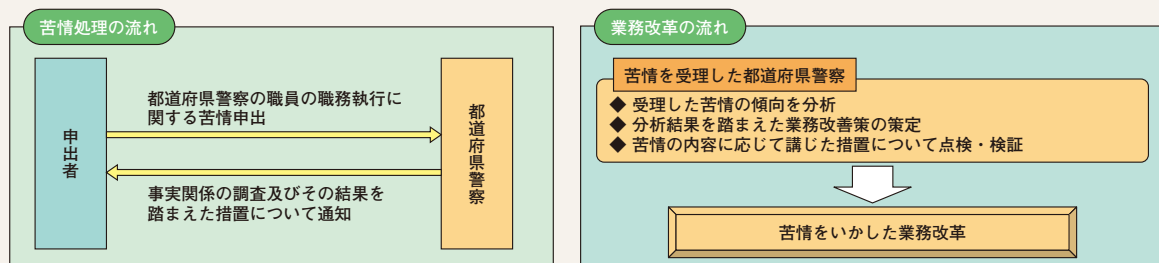
- 第1 四半期  
警察改革の精神を踏まえた非違事案防止対策の推進状況
- 第2 四半期  
地域警察における業務管理状況
- 第3 四半期  
交通事故事件捜査・交通取締りにおける業務管理及び交通街頭活動中における殉職・受傷事故防止対策の推進状況
- 第4 四半期  
災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築の状況

### (2) 苦情の適正な処理

都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者から、都道府県警察に対して申出があった場合は、都道府県公安委員会に対する申出に準じた取扱いがなされている。

警察では、事実関係の調査を徹底し、調査結果及びその結果を踏まえた措置について申出者に通知している。また、受理した苦情の傾向を分析し、その結果を踏まえた業務改善策の策定、苦情の内容に応じて講じた措置の点検・検証を行うなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

図6-18 苦情をいかした業務改革



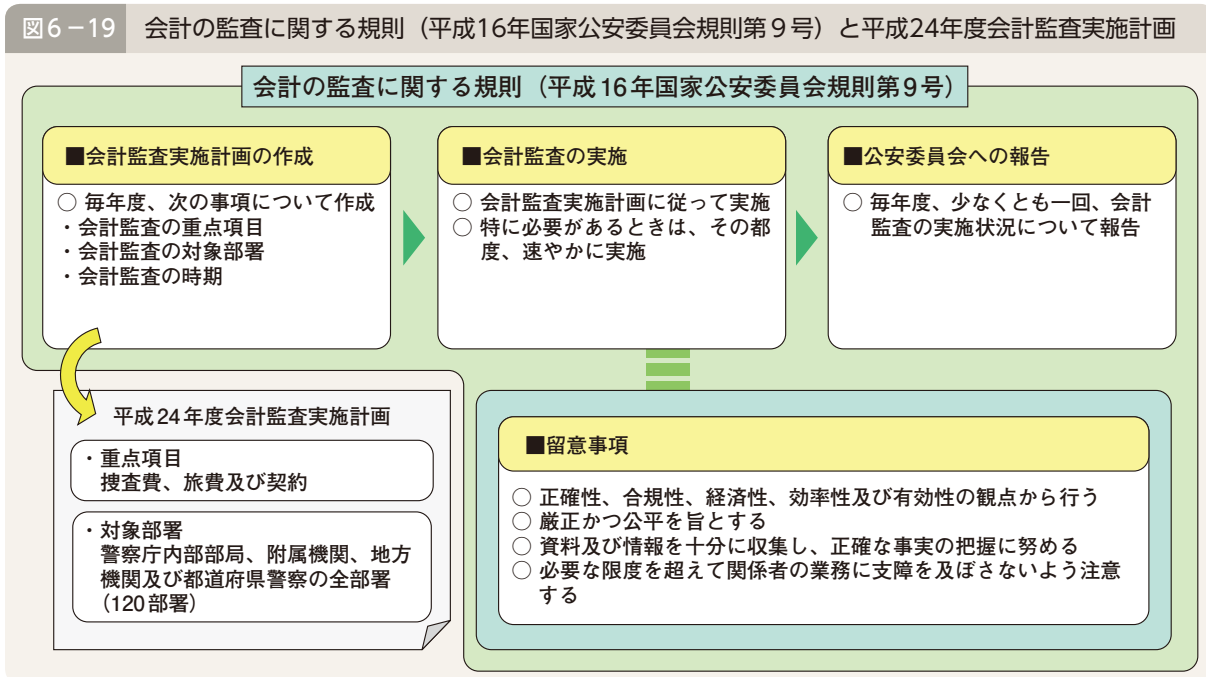
### (3) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

#### ① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

図6-19 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）と平成24年度会計監査実施計画



平成24年度は、図6-19のとおり、警察庁の会計監査実施計画を作成し、全120部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員3,219人を含む7,081人に対して聞き取りを実施するなどした。

25年度については、24年度の会計監査実施結果を踏まえつつ、引き続き厳正な監査を行うこととしている。

#### ② 会計に関する職員教育

職員に予算執行の手続に関する正確な知識を修得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する職員教育を徹底している。また、それに必要な捜査費等の経理に関する各種の解説資料を作成し、配布している。

#### ③ 適正な公共調達への取組

警察庁では、公共工事及び物品役務を対象とする契約等に関して、外部有識者の意見を聴取し、その審議等を踏まえて随意契約及び一者応札の見直しを行うなど適正な公共調達を推進している。



監査における職員からの聞き取り

## (4) 情報管理の徹底

### ① 情報セキュリティ対策の推進

警察では、犯罪捜査、運転免許等に関する大量の個人情報のほか、多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー（警察情報セキュリティに関する規範の体系）を策定するなどして、情報の流出等への対策を進めている。

具体的には、都道府県警察等に対し、捜査資料等の不必要な複写及び持ち出しの禁止や不必要な情報の廃棄・消去等、情報の組織的管理の徹底について指示するとともに、情報管理に係る職員の責務等について浸透を図っている。

また、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした監査を継続的に実施しているほか、個人所有のコンピ

ュータ等の公務使用を禁止するなど、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を推進している。特に、外部記録媒体からの情報流出を防止するため、個人所有の外部記録媒体の利用を技術的に禁止する機能や外部記録媒体に書き込む情報を自動的に暗号化する機能を導入するとともに、外部記録媒体を用いずに情報を共有することが可能となるファイルサーバ<sup>(注1)</sup>の整備・拡充及びシステムにおける利用状況を分析できる証跡の取得の強化を引き続き推進することとしている。

さらに、平成24年5月、警察情報管理システム等における情報セキュリティインシデント<sup>(注2)</sup>により迅速かつ的確に対処するため、警察庁に、情報セキュリティインシデントに関する情報の集約・分析、被害拡大の防止等を実施する警察庁CSIRT<sup>(注3)</sup>を設置した。

### ② 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案

22年10月に発生した国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案を受け、同年12月、国家公安委員会から、本件に対する捜査及び調査の徹底、個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置、情報保全の徹底・強化の3点について指示が行われた。本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められ、このようなデータがインターネット上に掲出されたことにより、不安や迷惑を感じる方々が現にいるという事態に立ち至ったことは極めて遺憾である。

警察では、引き続き、個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置、関係国等への協力要請を含む捜査、調査に組織の総力を挙げて取り組み、事実を究明することとしている。また、警察庁において情報保全の徹底・強化のための方策について全国警察に指示し、随時その取組状況を検証している。

図6-20 情報管理の徹底に向けた取組



注1：自らの記録装置に保存された情報をネットワーク上のほかのコンピュータと共有することができるサーバ

注2：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

注3：Computer Security Incident Response Team の略



## 2 国民に開かれた警察活動

### (1) 警察署協議会

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握しなければならない。また、その活動が成果を上げるためには、住民の理解と協力を得ることが不可欠である。

そのため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の業務について住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。その委員については、都道府県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民のほか、地方公共団体や学校の職員等、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者に委嘱しており、外国人や学生を含む幅広い分野等から委嘱された委員が全国で活躍している。平成25年4月1日現在、1,170署に協議会が設置され、総委員数は1万533人である。



警察署協議会の開催状況

図6-21 警察署協議会の役割

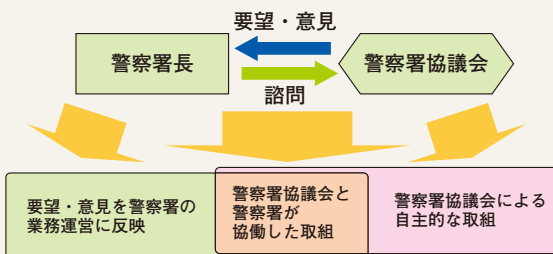


図6-22 委員の職業等別構成 (平成25年4月1日現在)

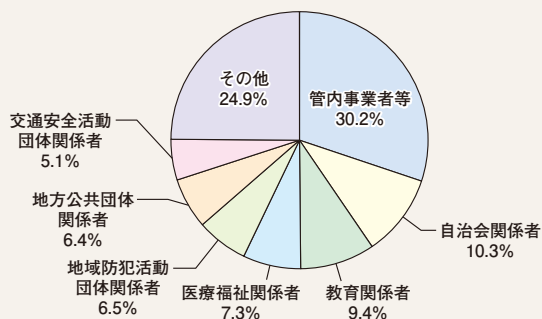
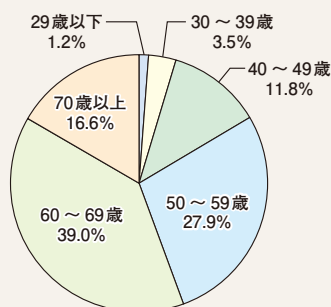


図6-23 委員の年齢別構成 (平成25年4月1日現在)



#### 事例 Case

福井県福井南警察署協議会から、児童が安全に登下校することができるよう、通学路の環境整備や県及び市と連携した取組の強化を求める提言がなされた。これを踏まえ、福井南警察署と関係機関が連携して管内の通学路の緊急合同点検を実施し、福井市に対し通学路の路側帯の拡幅を働き掛けた。



委員による拡幅された路側帯の視察状況

## (2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

平成24年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は表6-4のとおりである。

表6-4 平成24年度中の開示請求等の件数(情報公開)

	開示請求 (件)	決定(件)		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	1	0	0	0
警察庁	327	129	129	60

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定を行わなかったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。



警察庁の情報公開・個人情報保護室

## (3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

平成24年度中の国家公安委員会と警察庁に対する同法に基づく開示請求及びその開示決定等の件数は、表6-5のとおりである。

表6-5 平成24年度中の開示請求等の件数(個人情報保護)

	開示請求 (件)	決定(件)		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	1	1	0	0
警察庁	6	2	4	3

注：開示請求の受理後に請求が取り下げられ、請求に対する決定を行わなかったものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計件数は異なっている。

## (4) 政策評価

国家公安委員会と警察庁は、3年ごとに策定する「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を踏まえて、毎年、政策評価の実施に関する計画を策定し、政策評価を実施している。(注)平成24年度には、1件の実績評価書及び5件の事業評価書を作成・公表した。

図6-24 政策評価の流れ

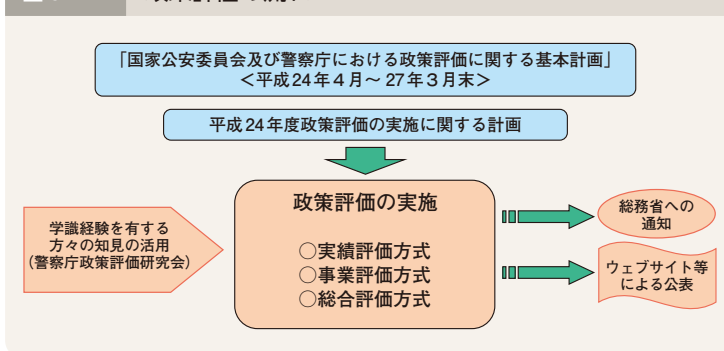


図6-25 平成24年度中に作成・公表された実績評価書及び事業評価書

- 平成23年度実績評価書(24年7月)
- 事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)により新設される規制に係る事前評価(25年3月)
- 事業評価書 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)により新設された規制(25年3月)
- 事業評価書 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)により新設された規制(25年3月)
- 事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により新設された規制(25年3月)
- 事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成19年法律第120号)により新設された規制(25年3月)

※ 24年6月及び25年2月に学識経験者等で構成される警察庁政策評価研究会を開催

注：警察庁ウェブサイト ([http://www.npa.go.jp/seisaku\\_hyoka/index.htm](http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm)) に掲載

## 3 犯罪被害者支援

### (1) 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では次のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、捜査員以外の職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度が導入されている。

図6-26 犯罪被害者支援に係る基本施策

#### 犯罪被害者に対する情報提供等

- ・「被害者の手引」<sup>(※1)</sup>の作成・配布
- ・被害者連絡の実施<sup>(※2)</sup>
- ・地域警察官による被害者訪問・連絡活動<sup>(※3)</sup>

#### 捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減

- ・被害者用事情聴取室の整備（応接セットの設置、照明・内装の改善等）
- ・被害者支援用車両（カーテン等で窓ガラスを遮へいするなど、犯罪被害者等の心情に配慮した内装）の活用

#### 相談・カウンセリング体制の整備

- ・被害者相談電話（「#（シャープ）9110番」等）の開設
- ・被害相談窓口の設置
- ・カウンセリング技術を有する警察職員の配置
- ・精神科医や民間のカウンセラーとの連携の確保

#### 犯罪被害者の安全の確保

- ・再被害防止措置の実施（パトロールの強化、被害者訪問等）
- ・緊急通報装置の被害者宅等への整備

#### 犯罪被害者支援に関する広報啓発活動

- ・リーフレット、ポスター等の作成・配布
- ・全国犯罪被害者支援フォーラム等の各種行事への支援
- ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ※1：刑事手続や法的救済制度の概要、犯罪被害給付制度等の情報を掲載したパンフレット  
 ※2：犯罪被害者等の意向等状況に応じ、犯罪被害者に対し捜査状況や被疑者の処分結果等を連絡している。  
 ※3：犯罪被害者等の再被害防止や不安感解消を目的としている。



被害者支援用車両内の様子  
(被害者は模擬)



警察職員による相談  
(被害者は模擬)



警察職員による病院への付添い  
(被害者は模擬)

### コラム ④ 指定被害者支援要員制度

犯罪被害等の早期軽減を図るため、犯罪被害者等に対する支援活動は、事件発生直後から必要となる。このため、各都道府県警察においては、指定被害者支援要員制度を導入し、支援要員の積極的活用や知識・能力の向上に努めている。支援要員は、あらかじめ捜査員とは別の警察職員が指定され、殺人、強姦やひき逃げ事件等の専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生した際、犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、刑事手続の説明等を行うほか、カウンセラー、弁護士会、被害者支援団体等を紹介し、これらへ引き継ぐなどの総合的な支援活動を実施している（平成24年末現在の指定被害者支援要員総数は3万2,949人）。

## コラム ⑤命の大切さを学ぶ教室

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等の心情や抱えている問題について理解を深め、社会全体で思いやり、支えていくことが重要となる。

各都道府県警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、次世代を担う中学生や高校生を対象に犯罪被害者等が講演者となって、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力意識の醸成に努めている。こうした意識を更に高めるため、警察庁では、文部科学省の後援を得るなどして、教室を受講した全国の中学生や高校生を対象に募集した作文の中から優秀作品を選定し、表彰する「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」を開催している。

警察では、こうした取組を通じて、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図っている。



命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール表彰式

### (2) 被害者支援連絡協議会の活動

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等から成る「被害者支援連絡協議会」が全ての都道府県で設立されている。このほか、警察署の管轄区域等を単位とした犯罪被害者支援のための連携の枠組みが各地に構築され、よりきめ細かな犯罪被害者支援が行われている。

### (3) 民間の被害者支援団体との連携

全国被害者支援ネットワークに加盟する民間の被害者支援団体は、全ての都道府県で設立されている。これらの団体は、電話又は面接による相談、裁判所へ赴く際の付添い等の直接支援、相談員の養成及び研修、自助グループ（遺族の会等）への支援、広報啓発等を行っており、警察では、こうした団体の設立・運営を支援している。また、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、平成25年4月1日現在、全国で44団体が指定されている。

### (4) 被害者の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なった特性があることから、警察では、性犯罪被害者（44頁参照）、交通事故事件の被害者（165頁参照）、配偶者からの暴力事案の被害者（44頁参照）、ストーカー事案の被害者（38頁参照）、少年の被害者（31頁参照）、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

## (5) 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年1月に開始して以来、犯罪被害等々の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

図6-27 犯罪被害者等給付金

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
支給額（最高額～最低額） 2,964万5千円～320万円 ※ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併せて支給	支給額（最高額～最低額） 3,974万4千円～18万円 ※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度のもの（障害等級：第1級～第14級）	上限額 120万円 ※ 重傷病（加療1か月以上かつ3日以上入院（精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状）になった場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を1年を限度として支給

表6-6 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	21年度以前	22年度	23年度	24年度	累計
申請に係る犯罪被害者数（人） （申請者数（人））		7,558 (10,853)	585 (718)	652 (810)	619 (729)	9,414 (13,110)
裁定に係る犯罪被害者数（人） （裁定件数（件））		7,116 (10,436)	563 (673)	715 (896)	573 (690)	8,967 (12,695)
支給裁定に係る犯罪被害者数 （裁定件数）		6,716 (9,914)	534 (641)	663 (835)	517 (621)	8,430 (12,011)
不支給裁定に係る犯罪被害者数 （裁定件数）		400 (522)	29 (32)	52 (61)	56 (69)	537 (684)
裁定金額（百万円）		21,322	1,311	2,065	1,509	26,206

図6-28 犯罪被害給付制度の歩み

昭和56年	・ 犯罪被害給付制度開始
平成13年	・ 障害給付金の支給対象となる障害等級の拡大（1級～4級を1級～14級に拡大） ・ 重傷病給付金の新設
18年	・ 重傷病給付金の支給要件緩和、支給対象期間の拡大 ・ 親族間犯罪における支給制限の緩和
20年	・ 休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算 ・ 重度後遺障害者（障害等級1級～3級）に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ
21年	・ 配偶者からの暴力等の被害者に対する救済の強化
23年	・ 障害等級のうち、外貌の醜状に関する障害等級の見直し

## 1 犯罪対策閣僚会議の取組

### (1) 犯罪対策閣僚会議の開催

治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体としての犯罪対策を進めることの重要性が認識された。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、政府では、平成15年9月から、首相が主宰し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催している。同年12月には、同会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下「旧行動計画」という。）が策定された。

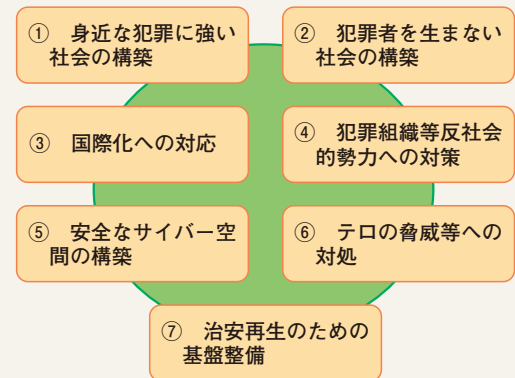


第20回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

### (2) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の策定

旧行動計画策定後5年間の取組により、治安状況は着実に改善しつつあったものの、依然として客観的な治安状況は戦後の安定期には及ばず、また、振り込め詐欺の多発、凶悪な事件の相次ぐ発生等により、国民の体感治安は依然として改善していなかった。そこで、政府では、平成20年12月に開催された第12回犯罪対策閣僚会議において、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を持続的に講じていくため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（以下「行動計画2008」という。）を策定した。

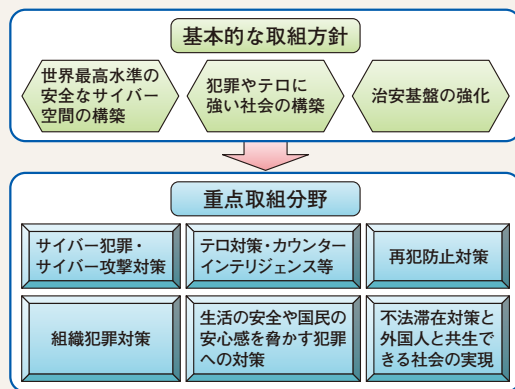
図6-29 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」における7つの重点課題



### (3) 新たな「行動計画」の策定

行動計画2008に基づく施策の推進の結果、我が国の治安は一定の改善がみられるものの、近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロや組織犯罪の脅威の深刻化等の治安上の重大な脅威に直面していることから、政府では、平成25年5月の第20回犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画の策定の基本方針について」を決定し、「世界最高水準の安全なサイバー空間の構築」、「犯罪やテロに強い社会の構築」及び「治安基盤の強化」を基本的な取組方針として新たな「行動計画」を同年12月をめどに策定することとされた。

図6-30 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画の策定の基本方針について」の概要



## 2 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

### (1) 東南アジア諸国連合加盟国等との連携

日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）との関係は、平成25年に、交流開始から40年を迎え、政治、経済、文化等の広範な分野で緊密化している。こうした中、警察庁では、ASEAN加盟国治安機関との協力関係の強化に取り組んでいる。

同年2月には、タイにおいて第33回ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）<sup>（注1）</sup>が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、犯罪のグローバル化に対処するための東アジア警察間における連携・協力の重要性等について発言するなど積極的に議論に参加した。



第33回ASEANAPOL

また、ASEAN+3国際犯罪閣僚会議<sup>（注2）</sup>が16年から開催されており、我が国からは国家公安委員会委員長や警察庁幹部が出席し、国際犯罪対策に関する各国の連携強化等について幅広く意見交換を行ってきた。

このほか、警察庁では、ASEAN加盟国を始めとする外国治安機関の協力を得て、同年から東アジア地域組織犯罪対策代表者会議を、また、23年から東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを主催するなどし、関係治安機関との連携強化を図っている。

### (2) G8各国との連携

平成24年2月及び25年1月には、米国において、G8ローマ／リヨン・グループ会合が開催され、我が国から警察庁幹部が出席し、国際組織犯罪対策やテロ対策について積極的に議論に参加した。

### (3) 二国間の連携

警察では、我が国との間で多くの国際犯罪が敢行される国や来日外国人犯罪者の国籍国を始めとする各国の治安機関との間で協議を行い、必要に応じて警察当局間協力に関する文書を作成するなどして協力関係を深めている。平成24年2月には東京都において、韓国警察庁との間で第2回日韓警察協議を開催した。

また、国家公安委員会委員長が、インドネシア（同年8月）、イスラエル（同年9月）、イタリア（同年11月）、フランス（同年11月）等各国の治安問題等を担当する閣僚と会談を行い、各国治安機関との協力関係を強化した。

### (4) 治安に係る国際約束の締結による協力の確保

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。

また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものである。これまでに米国及び韓国との間で締結している。

注1：東南アジア地域の警察機関相互の交流促進を目的として昭和56年に結成されたもので、我が国は中国、韓国等と共に参加している。

注2：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議で、平成25年にはラオスにおいて第6回会議が開催予定である。

# 警察活動の最前線



上州くん・みやまちゃん

## メロディーパトロールに願いを込めて

群馬県警察本部地域部機動警ら隊兼警務部広報広聴課警察音楽隊

たかざわ まいこ  
高澤 麻衣子 巡査長

「素晴らしい演奏をありがとう」

演奏を終えた私の手を、涙ぐみながら握ってくれたおばあちゃん。伴奏も和音もない、単音の演奏を涙して喜んでくれた被災者の方の言葉に、私は逆に励まされました。

平成23年5月、東日本大震災に伴う群馬県警察女性派遣部隊「ミズバショウ隊」の一員として、福島県に応援派遣されたときの事です。県内の避難所を訪問し、困りごと相談等を行う中、防犯イベントでサクソ演奏をさせていただくことになりました。

私は、16年から警察音楽隊を兼務し、アルトサクソを担当していますが、たった一人で人前で演奏するという事は初めてでした。震災や原発事故の被害に遭い、自宅に戻ることすらできない被災者の方々に、「少しでも、笑顔を取り戻してほしい」という精一杯の願いを込めて演奏しました。

プロ演奏者のような高い技術はなくとも、私の演奏で、被災者の方々の心を少しでも癒すことができたのだと思うと、音楽隊員としての自分に少しだけ誇りを持つことができました。これからも、県民と警察を結ぶ音の架け橋として、人々の心の支えとなるような演奏に努めていきたいと思っています。



五三の桐

## 騎馬護衛隊員として

皇宮警察本部護衛部護衛第一課

もりおか ゆうこ  
森岡 裕子 皇宮巡査長

屋下がりひづめの東京丸の内ビル街に、蹄ひづめの音が軽やかに響きます。

煌びやかに装飾された儀装馬車に揺られて参内するのは、信任状捧呈式きらに臨む外国からの新任の特命全権大使。私は今、騎馬護衛隊の一員として、大使の乗った馬車の直近で護衛に従事しています。

皇宮警察は、天皇及び皇族の護衛、皇居、御所等の警備のほか、特命全権大使が信任状捧呈式のために皇居に参内する際の護衛も任務としています。

馬車列を護衛するに当たっては、全方向に対する注意力や不測の事態に対応する冷静さと判断力も必要であり、約1キロメートルの行程は、一瞬たりとも気を抜くことができません。

また、馬車列の安全確保だけでなく、儀式の品位や格調高い雰囲気きようきを維持することも大切な任務です。周囲を警戒しながらも、常に自らの姿勢に注意し「格好良く」騎乗することを心掛けています。

騎馬護衛という特殊な任務のためには、訓練による技術の向上はもとより、パートナーである馬と心を通わせることも大切です。今後も、国家行事に直接携わるという誇りを胸に、しっかり務めていきたいと思っています。

